

第3回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は会議体の名称		第3回教育委員会臨時会議事要録
事務局（担当課）		教育部庶務課
開催日時		令和6年3月27日 午前10時00分
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	金子 智雄（教育長）、 樋口 郁代（教育長職務代理者）、酒井 朗、村瀬 愛、大澤 誠
	その他	教育部長、庶務課長、教育施策推進担当課長、学務課長、放課後対策課長、指導課長、教育センター所長、学校施設課長、庶務担当係長、学芸員
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係員
公開の可否		一部公開 傍聴人 1人
非公開・一部公開の場合は、その理由		第15・16・17号議案、報告事項第6・7号は、人事案件のため非公開とする。
会議次第		第11号議案 豊島区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（庶務課） 第12号議案 豊島区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則（庶務課） 第13号議案 国登録有形文化財への登録申し出に伴う意見書の提出について（庶務課） 第14号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（指導課） 第15号議案 コミュニティ・スクール学校運営協議会委員の任命等について（教育施策推進担当課長） 第16号議案 特別職非常勤職員の任免について（学務課） 第17号議案 令和6年4月1日付 幼稚園教育職員の異動について（指導課） 協議事項第1号 池袋小学校付近の旅館業営業許可申請について（学校施設課） 報告事項第1号 令和6年第一回定例会 予算特別委員会について（庶務課） 報告事項第2号 ファーマーズマーケットSDGsブースへの出展について（教育施策推進担当課長） 報告事項第3号 令和5年度能代市・豊島区教育連携「協定覚書サインセレモニー」について（指導課） 報告事項第4号 令和5年度豊島区いじめ問題対策委員会の実施状況

	について(指導課)
報告事項第5号	令和5年度特別支援教育検討委員会及び不登校対策委員会の実施状況について(教育センター)
報告事項第6号	豊島区教育委員会事務局に所属する幹部職員の異動について(庶務課)
報告事項第7号	豊島区教育委員会に所属する会計年度任用職員の配置について(庶務課)

休憩時間：00：00

終了時間：11：30

第3回教育委員会臨時会議事要録

開催日 令和6年3月27日

開催場所 教育委員会室

事務局)

委員の皆様、おそろいでございます。

本日傍聴の方、1名いらっしゃいます。

金子教育長)

1名。

おはようございます。

第3回教育委員会臨時会を始めさせていただきます。

初めに、署名委員をお願い申し上げます。酒井委員、村瀬委員、宜しくお願いいたします。

本日、非公開による審議とさせていただく案件の確認をさせていただきます。

第15号議案、コミュニティ・スクールの委員の任免、第16号議案、特別職の任免、それから第17号議案、令和6年4月1日付の幼稚園教育職員の異動について、報告事項6号、事務局に所属する幹部職員の異動、報告事項の7号、会計年度任用職員の配置、以上の5件につきまして、それぞれ人事案件でございます、個人情報を含むために非公開とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

宜しいですか。

(委員全員了承)

金子教育長)

5件については、非公開とさせていただきます。宜しくお願いいたします。

本日、傍聴1名ということでございます。宜しいでしょうか。

(委員全員了承)

金子教育長)

お入りください。

＜傍聴人入場＞

(1) 報告事項第2号 ファーマーズマーケットのSDGsブースへの出展について

金子教育長)

議事に入ります。議事の都合がございまして報告事項の第2号、ファーマーズマーケットのSDGsブースへの出展について、こちらからさせていただきたいと思います。ご説明をお願いいたします。

教育施策推進担当課長。

＜教育施策推進担当課長 資料説明＞

金子教育長)

説明終わりました。本議案につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。宜しいでしょうか。

ありがとうございました。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

(2) 報告事項第5号 令和5年度特別支援教育検討委員会及び不登校対策委員会の実施状況について

金子教育長)

それでは、次も順番を変えまして、教育センターを優先します。報告事項の第5号です。教育センターの令和5年度特別支援教育検討委員会及び不登校対策委員会の実施状況について、ご説明をお願いします。

教育センター所長。

＜教育センター所長 資料説明＞

金子教育長)

説明ありがとうございました。二つの委員会について、ご説明いただきました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

どうぞ、酒井委員。

酒井委員)

二つの委員会のご説明、不登校の方でお伺いしますが、今年度の検討テーマというのは、今年度、平成5年度ということで宜しいですね。

教育センター所長)

はい。

酒井委員)

令和5年。令和6年度はどういう検討テーマなのか、まだ決まっていないのでしょうか。

金子教育長)

教育センター所長。

教育センター所長)

テーマというのは、まだ具体的には決まっていますが、来年度につきましては、(5)の次年度の取組の下から二つ目の黒ポチ、本区としての不登校、こちらの方がメインになります。

金子教育長)

酒井委員。

酒井委員)

総合計画をつくることは非常に重要だと思いますので、その際に多様な機会の確保ということは一つ大事だと思いますが、いわゆるCOCOLOプランの中で、チーム学校で支援することですか、学校をみんなが安心して学べる場所にすることというようなフレーズもありまして、要するに、学校側の取組を充実させるということも一方で非常に強調されています。是非そちらも入れて総合対策、不登校対策総合計画を策定していただきたいというのがお願いになります。

もう一点ありまして、不登校対策委員会の委員を拝見しますと、いわゆる教育支援センター、昔でいう適応指導教室担当のところの方が、所長なのでどなたなのか分かりませんが、どなたかが入っていた方が区全体の支援を考えれば大事ではないかと思っていて、ご検討いただければと思います。

金子教育長)

教育センター所長。

教育センター所長)

まず来年度ですが、国から出ています、COCOLOプランを基にして、幅広く検討したいと思っています。

それから適応指導教室もというお話ですが、適応指導教室は教育センターの所管ですので、私が話せるということ。実は事務局として、担当係長も参加しておりますので、委員として参加出来るとするかどうかは少し検討が必要かと思います。適応指導教室の状況は、ご説明出来るようにしたいと思います。

酒井委員)

分かりました。

金子教育長)

酒井委員、宜しいですか。

適応指導教室の参加状況や年間の状況、子供たちの状況というのは、この委員会では報告していましたか。

教育センター所長。

教育センター所長)

今年度は特にしていません。

金子教育長)

教育委員会にしか報告していなかった。

酒井委員。

酒井委員)

そうしますと、やはりその部分の状況報告は非常に重要ですので、是非お願いしたいと思います。

金子教育長)

そうですね。

どうぞ、樋口委員。

樋口委員)

関連で、最後に出席の取扱いに関するというお話があって、いろいろな意見が出ていますとおっしゃったところですが、例えばどんな意見が出ていたということでしょうか。

金子教育長)

教育センター所長。

教育センター所長)

例えば、学校の関係者からですと、学校以外の場所でどういった教育がなされたのか。その確認はどうするのが大変難しいのではないかと。その他、保護者の方ですとか、専門家からはそもそも出席というのは、それ程重要ではないのではないかとというようなご意見も様々出ておりまして、来年度、さらにいろいろな国の通知等も含めまして、しっかりと議論する必要があると感じております。

金子教育長)

どうぞ、樋口委員。

樋口委員)

恐らくお立場によって考え方が違う部分もあるかと思いますので、これは十分に検討された方がいいと思います。専門家のところからだけの意見をそれぞれ繋いでも、方向性が逆に見えなくなると思いますので、宜しくおお願いしたいと思います。

次に、特別支援教育検討委員会の方ですが、(3)の今年度の検討テーマの2行目に特別支援教育に関する各取組の方向性が定まっていない部分があると書いてあります。これはどういうことなのでしょう。

金子教育長)

そうですね。

教育センター所長。

教育センター所長)

例えばですが、今年度を主に取り扱った「交流及び共同学習」ですと、要小で都の指定の研究をしましたが、それが要小だけの取組になっていて、なかなか各区に共通理解されてないですとか、例えば、インクルーシブ教育を推進するというような大きな流れはありますが、その捉え方が学校によってばらばらなのではないかですとか、または教育委員会

が主催している行事等でも少し統一されてない部分もあるのではないかとということで、このようなテーマにさせていただきました。

金子教育長)

樋口委員。

樋口委員)

そうなった結果、方向性としては定まったという解釈で宜しいですか。

金子教育長)

教育センター所長。

教育センター所長)

全てについて定まったわけではありませんが、今年度は特に豊島区特別支援教育推進計画の中の交流及び共同学習に視点を当てまして、各校、特別支援学級を設置している全校の視察を行いました。設置校の交流及び共同学習の取組状況を事例集にまとめました。既に全校に周知をしています。定まったということではありませんが、交流及び共同学習の本区としての取組という意味では、一歩前進したというように思っております。

金子教育長)

樋口委員。

樋口委員)

尽力していただいていることは分かりますが、方向性を決めるのは各学校ではありませんので、こちらがリーダーシップを持って方向性を示していかないと、捉え方は千差万別です。そのところは揺るぎないにより良いものにしていただきたいということと、やはり資料をまとめるのは一つ手元にあるととても助かる場所ではありますが、それが自分の学校に合うのかどうかという検討などがとても大事なことになります。それを実践に結びつけるためコネクトするのはセンターのお役目ではないかと思いますので、その辺のところをご理解いただいて、一層宜しく願いたいと存じます。

金子教育長)

他にございますか。

どうぞ、村瀬委員。

村瀬委員)

令和5年度の実施状況をお知らせいただいて、ありがとうございます。来年度は同じメンバーなのでしょうか。それとも、また違うのでしょうか。

金子教育長)

次年度の委員会のメンバーについてですか。

村瀬委員)

はい。

金子教育長)

分かりますか。

教育センター所長。

教育センター所長)

全く同じというわけではなく、来年度新たに加わる方もいらっしゃいますし、同じ方もいらっしゃるということでございます。

金子教育長)

ということですが、宜しいですか。

村瀬委員)

出来たら来年度の実施状況もあつたら良いと思います。

金子教育長)

分かっている部分があれば、お願いします。

教育センター所長。

教育センター所長)

実は、まだ人が決まってないところもありますので、来年度になりましたら、なるべく早い段階でご報告をさせていただければと思います。

金子教育長)

他にございますか。宜しいでしょうか。

では、意見を踏まえて、また進めていただきたいと思います。

方向については了解としました。

(委員全員異議なし 報告事項第5号了承)

(3) 第11号議案 豊島区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

金子教育長)

部長が戻ってまいりましたので、第11号議案、豊島区教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、ご説明お願いいたします。

教育部長。

<教育部長 資料説明>

金子教育長)

説明が終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

宜しいですか。

そういえば、明治通り沿いの方、旧庁舎で区役所の掲示板がありました。今、思い出しました。懐かしいですね。

では、これをもって、原案については了解をいたしたいと思います。宜しくお願いいたします。

(委員全員異議なし 第11号議案了承)

(4) 第12号議案 豊島区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

金子教育長)

続きまして、第12号議案でいいですか。豊島区教育委員会傍聴規則の一部を改正する

規則について、ご説明お願いいたします。

教育部長。

<教育部長 資料説明>

金子教育長)

説明終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

どうぞ、酒井委員。

酒井委員)

5枚目に、別記2号様式がございますが、そうしますと、こちらの方の3の(1)も削除という理解で宜しいですか。

教育部長)

そうです。

金子教育長)

教育部長。

教育部長)

申し訳ございません。ご指摘の通りでございます。こちらも同様に削除ということでございます。

酒井委員)

承知しました。

教育部長)

失礼いたしました。

金子教育長)

宜しいですか。では、実態、あるいは時代に合わせるということで、不思議なルールは変更してもらうということで宜しいかと思えます。

ありがとうございました。

それでは、これについては、了解ということにいたしたいと思えます。

(委員全員異議なし 第12号議案了承)

(5) 第13号議案 国登録有形文化財への登録申し出に伴う意見書の提出について

金子教育長)

続きまして、国の登録有形文化財への登録申し出に伴う意見書の提出につきまして、ご説明をお願いします。

教育部長。

<教育部長、庶務課学芸員 資料説明>

金子教育長)

宜しいですか。ご説明が終わりました。ありがとうございました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

これについて、このような意見書を出して宜しいでしょうかということですね。

どうぞ、酒井委員。

酒井委員)

まだ分からないので教えていただきたいのですが、最後の段落の登録基準の「造形の規範となっている」という言葉の意味がよく分かりません。どのような意味で、何というのでしょうか。

金子教育長)

庶務課学芸員。

庶務課学芸員)

「造形の規範となっているもの」につきましては、資料の後ろから三つ目、文科省の資料の3ページ目のところに登録基準、三つありますが、そのうちの2番、造形の規範となっているものでありまして、こちらが1は歴史的景観に寄与しているもので、3が再現することが簡単ではないもの、2番はデザインが特殊であるというような意味合いになります。

金子教育長)

模範となるようなデザインということですか。

宜しいですか。

どうぞ、酒井委員。

酒井委員)

そうしますと、これが有名な建築家が造られた音楽施設であって、そのような意味でデザインの的に非常に重要だという理解で宜しいですか。

と申しますのは文化財登録をすることによって、この建物が保全されることになります。要するに、ここの土地を巡って、いろいろな係争といいますか、いろいろなことがあったときに、所有者側がこれを文化財登録することによって、ここを保全しようという意図がある場合に、そのような思惑があることもあり得るのではないかと思ったものですから、ここが非常に文化財として、価値が高いということを区としてきちっと認めておかないと、いけないと思ったという理由です。

金子教育長)

宜しいですか。質問でしたか。

酒井委員)

いや、意見です。

質問ではありません。

金子教育長)

了解しました。

登録したことによるいろいろな効果については同じ、今ご覧いただいた6ページ、文化庁のパンフ、後ろに載っている。6ページに書いてあるのがそうですか。

酒井委員)

そうです。

金子教育長)

これが具体的な税の減免があるということで保存しやすくなります。

酒井委員)

そうですね。

金子教育長)

一方で簡単に直せません。

それから、すぐに重要文化財になるわけではないということはあるんですが、いわゆる国の重要文化財になるためには、こういうところをまず、登録しなければいけないというようにも伺っております。

他に、何かありますか。

どうぞ、村瀬委員。

村瀬委員)

とても分かりやすく写真などつけていただいて、ありがとうございます。

この有形文化財に登録された後の運用に関しては、同じようにソルフェージュのスクールをそのまま続けていかれるということですか。

金子教育長)

学校がそのまま出来るのかということですね。

村瀬委員)

はい。

金子教育長)

庶務課学芸員。

庶務課学芸員)

今後も公益財団法人ソルフェージュスクールによる運営で、音楽教室を運営していくという方針で聞いております。文化財登録されるに当たって、今後も年に2回の音楽コンサートを実施する予定がありますし、豊島区との連携もしたいと聞いております。

金子教育長)

村瀬委員、どうぞ。

村瀬委員)

文化財になった後に、一般の方に見ていただくという機会があるといいと思っております。年に2回コンサート、どれぐらい公にされるのか分かりませんが、折に触れて、皆さんが文化財になったものを見るよい機会になるといいと思います。

あと一つ、資料をたくさんつけていただいておりますが、文化庁の方は何とか見えますが吉村さんの歩みが読みにくいです。これはどこかネットに出てくるのでしょうか。

金子教育長)

解説をお願いします。庶務課学芸員。

庶務課学芸員)

今回、A3でつけさせていただきました3枚につきましては、ギャラリーエークウッドという江東区にある美術館があります。そちらで、吉村順三に関する展示をやっておりまして、そちらの図録から引用させていただきました。

村瀬委員)

ご確認ありがとうございます。

金子教育長)

現物を一部頂いたので、お見せ出来ます。少し見にくいですね。

村瀬委員)

分かりました。

金子教育長)

どうぞ、樋口委員。

樋口委員)

私も存じ上げないので、意見を言うのが大変難しいところではあるのですが、何が特徴ですか。

金子教育長)

建物的なことでもいいですか。

樋口委員)

はい。

金子教育長)

しいてこれが特徴だというものを挙げれば、3階ですか。

庶務課学芸員

庶務課学芸員)

2枚目に書かせていただきましたが、まず、住宅地に建つ音楽教室ということで、もともとは住宅として、設計されたところです。そこを地域の子供たちと地域だけではなく、東京都の子供たちを招いて、教えようという教室でありまして、住宅地に建つということで、近接する住宅がとても近いということがありますので、住宅に対するプライバシーの保護に配慮しつつ、音の響きにも配慮した、住宅地の中での音楽教室として、少し特殊となります。吉村順三の建築としても、先程申しましたが、音楽に関わる建築が多くございますので、そのような音楽に関わる建築の中でも、初めは音楽ではなくて住宅を多く建築、設計されていまして。そこから、音楽堂でしたり、ホールでしたり、音の響きに配慮するような音楽を演奏するのに適する建築にシフトしていく、住宅から公共的な建築への移り変わりの時期の建築としても特殊ではないかと思います。

金子教育長)

樋口委員。

樋口委員)

先程来、お話のあるその基準が、造形の規範と書いてあることと、今のご説明が一致するののかというのが今一つ、素人の私にはわかりません。きちんと調べてくださっているからそうなのでしょうが、そこがすっとんと落ちてこないです。

一つの財団法人が持ってらっしゃるもので、やはり使う方が限定されているのが少し気になります。例えば八ヶ岳の音楽堂などは訪れた方、誰でも入場できるというのがあるのでこれが進んでいくとなったときに、使用の仕方を区にも還元出来るようなことを、先程両委員もおっしゃっていましたが、間口を広げていくようなことをしていけないといけないのではないかと思います。国ですから。

金子教育長)

庶務担当係長、どうぞ。

庶務担当係長)

少し補足をさせていただきますと、私自身は学芸員ではありませんが、先日、所有者の方とお会いしていろいろご説明いただきました。

まず建物ですが、技法的な部分で申し上げますと、もともと建物自体は誰かオーナーが、お金持ちのオーナーがいるわけではなくて、個人資金であまり華美な装飾はされていません。出来るだけ防音のために、鉄筋コンクリート造りです。

やはり音楽のためとはいえ、最低限の音の響きのために屋根に合板を使いまして、華美ではありませんが、美しい造形をとっているということが分かりました。

3階に音楽ホールがありますが、かなり天井が高くて、建築家的にはラーメン構造という構造、非常にそれが難しいということです。ちょうど、松隈先生もいらっしゃったので、説明を受けましたが、建築的には非常に難しく、造形的にはかなり特徴的であるということです。

樋口委員)

ありがとうございます。

庶務担当係長)

ちなみに、活用というところで、先程いただいたもので申し上げますと、年に2回、地域の方を招いたコンサートの開催。私がお伺いしたところによると、今後区の方とも、いろいろ連携を取っていくとのことでした。

樋口委員)

お願いいたします。

金子教育長)

他にございますか。

どうぞ、酒井委員。

酒井委員)

今ご説明をお伺いして、大分、造形の規範であることが分かりましたが、文科の大臣の方に教育委員会の方から上げる際には、やはりその部分をもう少し丁寧に書いていただ

いた方が良いのではないかと思います。

金子教育長)

庶務課学芸員。

庶務課学芸員)

いろいろご指摘いただきまして、ありがとうございます。答申理由、こちらの文章を再校正します。

金子教育長)

いろいろご意見いただきまして、ありがとうございます。

これは私どもの登録ではないので、いつものように、審議会にかけるということはなくて、ご意見を伺っていますが、それを反映させながら、基本的にこの教育委員会でよしとなれば、具申したいということになります。

いただいたご意見を踏まえてということにいたしたいと思います。

村瀬委員)

もう一つだけいいですか。

金子教育長)

どうぞ、村瀬委員。

村瀬委員)

思いついたので、すみません。

豊島区は、アートカルチャーなどとても大事にしているということで、SDG s の国際アートカルチャー特命大使などいろいろいます。是非そういうものに登録していただいて、2,000人以上の特命大使の人たちと繋がってほしいです。登録すると、他の方とアートの共有が出来たり、豊島のいろいろな新聞に掲載することも可能で、横に繋がりが出来ます。あと、年に2回ある音楽教室、コンサートは有料になっているので、良かったら、垣根を少し下げていただき、別棟に、今度は建築を楽しむコンサートみたいなのを年に何回か開いていただけると、より皆さんにという感じになると思いついてしまいました。

金子教育長)

教育部長。

教育部長)

まずは財団です。ご意見を踏まえて、また調整させていただきたいと思います。ありがとうございます。

金子教育長)

期待したいと思います。

宜しいでしょうか。

それでは、宜しければ、この提出議案につきましては了解をさせていただきたいと思います。

それでは、ご意見を踏まえまして、意見の提出をしたいと思います。ありがとうございます。

ました。

(委員全員異議なし 第13号議案了承)

(6) 第14号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金子教育長)

続きまして、第14号議案です。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明をお願いします。

指導課長。

<指導課長 資料説明>

金子教育長)

説明終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

宜しいですか。

どうぞ、樋口委員。

樋口委員)

幼児教育職員ではなくて、幼稚園教育職員どちらでしょう。

金子教育長)

これはどちらですか。

指導課長。

指導課長)

幼稚園教育職員。議案のすぐ下を書いてあるものでなく、本文に書いてある方が正しいです。

金子教育長)

議案名の頭が間違っていますね。

指導課長)

タイトルが間違っております。

金子教育長)

失礼いたしました。議案の頭のところです。

教育職員です。

あとは大丈夫ですか。

すみません。では、1か所訂正ということです。

ご質問、ご意見、他にございますか。宜しいでしょうか。

それでは、このようにさせていただきます。ありがとうございました。

(委員全員異議なし 第14号議案了承)

(7) 協議事項第1号 池袋小学校付近の旅館業営業許可申請について

金子教育長)

続きまして、協議事項の第1号に参ります。池袋小学校付近の旅館業営業許可申請につ

きまして、ご説明をお願いします。

学校施設課長。

<学校施設課長 資料説明>

金子教育長)

説明終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

宜しいでしょうか。宜しいですか。

それではこのような意見を付して、提出を、回答をしたいと思います。宜しくお願いします。

(委員全員異議なし 協議事項第1号了承)

(8) 報告事項第1号 令和6年第一回定例会予算特別委員会について

金子教育長)

続きまして、報告事項第1号、令和6年第一回定例会の予算特別委員会について、ご説明をお願いいたします。

教育部長。

<教育部長 資料説明>

金子教育長)

説明終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

宜しいでしょうか。

では、ご覧いただきまして、疑問点等ございましたら、報告ください。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

(9) 報告事項第3号 令和5年度能代市・豊島区教育連携「協定覚書サインセレモニー」について

金子教育長)

それでは、次に進ませていただきます。続きまして、報告事項の2号は終わりましたので、第3号に入ります。令和5年度能代市・豊島区教育連携「協定覚書サインセレモニー」について、ご説明をお願いします。

指導課長。

<指導課長 資料説明>

金子教育長)

説明終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

宜しいでしょうか。

それでは、了解をいたしました。これで進めてまいります。

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

(10) 報告事項第4号 令和5年度豊島区いじめ問題対策委員会の実施状況について

金子教育長)

続きまして、指導課です。令和5年度の豊島区いじめ問題対策委員会の実施状況につき

まして、ご説明をお願いします。

指導課長。

<指導課長 資料説明>

金子教育長)

説明終わりました。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

どうぞ、樋口委員。

樋口委員)

大変重要な課題に、お取り組みいただいていると認識をしております。今年度は、いわゆる特に関係機関との連携ということでございましたので、対応の経緯あたりのところで、例えば表面だとすれば、子供の権利擁護委員とどのように連携をしたのかが各学校にも分かるように、その辺のところを強化した書き方にしていきたいと思います。

二つ目の事例で言えば、警察、教育委員会はもとよりですが、スクールロイヤーが出ております。スクールロイヤーを活用したいが、どのようにしていいか分からないという事例がたくさんあると思いますので、そうしたことも勘案していただければと思います。

あともう一つ、これはお願いです。事例が両方とも、小学校の3年生、もちろんケースが違うというのはありますが、校種を変えて、中学校のものなど、幅広くしていただけるといいと思いました。

金子教育長)

ご意見いただきました。

他にございますか。

宜しければ、ご意見を踏まえまして、また進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

金子教育長)

報告4号が終わりました。報告5号は先程先にやりました。漏れはありませんか。

では、公開の部分につきましては以上となります。

次の議案以降は非公開ということでございます。宜しく申し上げます。ありがとうございました。

<傍聴人退場>

金子教育長)

それでは、ここからは、人事案件が続きます。

(11) 第15号議案 コミュニティ・スクール学校運営協議会委員の任命等について

金子教育長)

まず第15号議案、コミュニティ・スクール学校運営協議会委員の任命等について、ご説明をお願いいたします。

教育施策推進担当課長。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第15号議案了承)

(12) 第16号議案 特別職非常勤職員の任免について

金子教育長)

続きまして、第16号議案、特別職非常勤職員の任免につきまして、ご説明をお願いします。

学務課長。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第16号議案了承)

(13) 第17号議案 令和6年4月1日付幼稚園教育職員の異動について

金子教育長)

続いて、第17号議案、令和6年4月1日付の幼稚園教育職員の異動につきまして、スムーズにご説明、ご審議お願いいたします。

指導課長。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第17号議案了承)

(14) 報告事項第6号 豊島区教育委員会事務局に所属する幹部職員の異動について

金子教育長)

最後に報告が2件ございます。豊島区教育委員会事務局に所属する幹部職員の異動について、ご説明をお願いします。

教育部長。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第6号了承)

(15) 報告事項第7号 豊島区教育委員会に所属する会計年度任用職員の配置について

金子教育長)

最後に豊島区教育委員会に所属する会計年度任用職員の配置につきまして、ご報告をお願いします。

教育部長。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第7号了承)

金子教育長)

予定されていた案件は以上でございます。特にございませんでしたら、教育委員会といたしましては、これで第3回の臨時会を閉めさせていただきます。ありがとうございました。

(午前11時30分 閉会)